座間市立学校体育施設開放の団体登録、施設利用等の手続きに関する細則

（目的）

第１条 この細則は、座間市立学校体育施設開放実施要領（以下「要領」という。）第１１条第３項に基づき、座間市立学校体育施設開放の団体登録、施設利用等の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（団体登録申請）

第２条　要領第５条の学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放校」という。）に団体登録をしようとする場合は、学校体育施設利用団体登録申請書（１号様式）に必要な書類を添付して、スポーツ所管課に提出しなければならない。

２　スポーツ所管課は、前項の登録申請書を受理した場合、当該校に設置された要領第７条の学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に意見を聴いた上で登録の可否を決定するものとする。

３　スポーツ所管課は、前項の登録を認めた場合は、登録番号を付して学校体育施設利用団体登録台帳（２号様式）に必要事項を記載する。

４　第２項により学校体育施設利用団体として登録が認められた団体は、当該登録内容に変更が生じた場合は、速やかに学校体育施設利用団体登録事項変更届（３号様式）に必要な書類を添付して、スポーツ所管課に提出しなければならない。

５　スポーツ所管課は、第３項の登録台帳を作成した場合又は更新したときは、速やかに当該学校長へ提出するものとする。

（登録要件）

第３条 要領第５条による団体登録の要件は、市内に住所を有する満１８歳以上の者（高校生は除く）及び市内に在勤する満１８歳以上の者若しくはそのいずれかの者が７割以上を占める１０人以上の団体であること。

２　高校生以下の団体登録は、前項の規定に加えて代表者が成人であること。

３　前２項のほか、開放校の学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員として運営委員会の運営等に積極的に協力できる団体であること。

４　利用者全員がスポーツ傷害保険（損害賠償責任付き）に加入していること。

（団体登録の取消し）

第４条　要領第６条第１項第３号の期間は、２年間とする。ただし、団体からの申し出によりやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

（利用日の割当）

第５条 要領第８条第２項による利用日時の調整をした運営委員会は、学校体育施設利用割当一覧表（４号Ａ、Ｂ様式）に調整結果を記載し、施設を利用しようとする日の属する月の前月の初日までにスポーツ所管課へ提出しなければならない。

２スポーツ所管課は、前項の割当一覧表を受理したときは、速やかに当該学校長へ提出するものとする。

（利用申請）

第６条 運営委員会は、要領第８条第１項の利用申請をしようとするときは、施設を利用しようとする日の属する月の前月の初日までに学校体育施設利用申請書（５号様式）をスポーツ所管課に提出しなければならない。

（利用承認）

第７条 スポーツ所管課は、前条の利用申請書の内容を審査し適当と認めたときは、学校体育施設利用承認書（６号様式）を交付するものとする。

（管理指導員の届出）

第８条 登録団体の代表者は、要領第１０条第１項の管理指導員を定めたとき及び変更したときは、管理指導員届出書（７号様式）をスポーツ所管課へ提出しなければならない。

（管理指導日誌）

第９条 管理指導員は、要領第１０条第２項各号に掲げる事項を確認し、管理指導日誌（８号Ａ、Ｂ様式）に必要事項を記載すること。

附　則

１　施行日以前に登録をしている団体は、第２条第１項に規定する団体登録の手続きは不要とし、第３条第１項及び第４項の規定については、当面の間、適用しない。この細則は、令和５年１月１日から施行する。ただし、施行日以前に決定している利用日時については、従前のとおりとする。

２　この細則は、令和５年１月１日から施行する。ただし、施行日以前に決定している利用日時については、従前のとおりとする。

この細則は、令和８年１１月１日から施行する。